

市長の専決処分を承認

―市税条例の一部改正―

今臨時会で、市長から地方税法の部改正に伴う三鷹市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についての議案の提案があり、5月23日の本会議で満場一致により承認された。主な改正内容は次のとおり。

【個人市民税】
1 個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度の引上げ
控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は均等割及び所得割の非課税限度の加算額を、均等割では19万円から24万円に、所得割では32万円から36万円にそれぞれ引き上げられる。

2 個人市民税における土地等の課税標準に対する9%税率の廃止
平成16年度までの適用が停止されている土地等を課税した場合は長期課税所得に対する税率として、課税長期課税所得率額8千円超の部分を除き、全額8千円超の部分を廃止し、当該部分の税率9%を市民税6%、都民税3%を15%（市民税6%、都民税3%）と

採択された 請願のその後

請願が市議会にて採択されると、議長は、その趣旨と採択された旨を、市長、教育委員会などの市の各機関または、内容により国や都などの関係機関に文書で送付しています。

ここでは市から議会に報告された平成13年中の請願の処理経過をお知らせします。

精神保健福祉の 一層の充実を

【請願】三鷹市における精神保健福祉の充実を求めることについて（13年第2回定例会で採択）
三鷹市におかれましては、精神保健福祉、とりわけ精神に障害のある方が一人でも多く暮らすことができるよう、普通市民生活が送れるよう、ご尽力いただき誠に感謝いたします。

おかげさまで、この13年の間で、精神障害者共同作業所が9カ所となり、200名を超える利用者の働き場、生きがいの場となっており、様々な社会資源となっており、また、グループホームも3カ所、18名の方々の豊かな生活を支えています。精神に障害のある方も、たった一度の人生をやっと入院生活から地域生活へと自分なりの生きがいを求めて暮らしているといえます。

さて、三鷹市と市民とのパートナーシップのもと、「みたか市民プラン21会議」の市長へ基本構想への提言が手渡され、市はそれを受けて、基本構想案を策定しました。また現在、三鷹市は、平成14年度から2010年とした第3次三鷹市基本計画第一次案を策定しました。



共同作業所「むらぶ舎新川店」

3 証券割戻金
(1) 上場株式等に係る申告分離課税の税率の引上げ
平成15年1月1日以後に譲渡した上場株式等に係る申告分離課税の税率（現行4%）を3%に引き下げる。

(2) 長期1年超所有上場株式等の税率の引上げ
長期1年超所有上場株式等に係る申告分離課税の税率を、平成16年から平成17年までの間に譲渡した上場株式等が長期所有上場株式等の場合は、(1)の税率を2%引き下げる。市民税申告又は確定申告書にその適用の適用を受けようとする旨の記載がある場に限る。

(3) 株式等譲渡に係る市民税の申告の特例の創設
ア 証券会社は、一定の特定口座（「証券会社当り」）口座限定を設けて、当該特定口座内での譲渡に係る所得を一括記載した上場株式等取引報告書を作成し、当該投資家の滞年在住の市町村に同日31日まで提出する。

イ 次のいずれか該当する投資家は、市民税の申告書提出することを要しない。
① 前年中に特定口座内上場株式等の譲渡に係る所得のみを有する者
② 前年中に特定口座内上場株式等の譲渡に係る所得及び公的年金等に係る所得のみを有する者
③ 前年中に特定口座内上場株式等の譲渡に係る所得の総額がゼロである者

(4) 上場株式等に係る譲渡損失の損控除制度の創設
損失が生じた滞年在住の投資家の継続控除を行う。

【固定資産税】
1 固定資産課税の最の監視制度の創設
2 固定資産課税台帳記載事項の証明制度の創設
この条例の施行期日は、一部の改正規定を除き、平成14年4月1日である。

精神保健福祉分野におかれましては、地域生活支援センターの設置検討等も含まれたい計画の推進に期待するものです。

しかしながら、地域で暮らす生活の場がまだ不足し、高齢者が安心して居ることができないグループホーム、若し人たちが訓練できるグループホーム、いろいろあるものの、

【請願項目】
1 三鷹市において検討されている新基本計画の中で精神保健福祉の充実を図ってほしい。
2 作業所への補助については、三鷹市の予算編成方針に基づき引き続き努めます。
3 自主運営グループホームへの三鷹市の新たな補助の実施は、財政状況が大変厳しい現状では困難です。

各委員会の構成 (平成14年5月23日現在) ●委員長 ○副委員長

常任委員会			
総務委員会 定数7人	文教委員会 定数7人	厚生委員会 定数7人	建設委員会 定数7人
○久保田輝男 ○田中 順子 緒方 一郎 後藤 貴光 吉田 武 谷口 敏也 吉野 博明	○野中かず江 ○加藤 久平 古瀬 英子 穴戸 治重 高谷真一朗 中山 和政 杉本 英騎	○石井 良司 ○永原 美代 ○吉野 和之 高井 章博 榎澤 茂幸 大城 美幸 (欠員1人)	○嶋崎 英治 丹羽 秀男 島田甲子三 徳永 和男 金井 富雄 岩田 康男

※建設委員長は現在空席で、今後選出予定

議会運営委員会 (定数8)

○丹羽 秀男	○田中 順子	永原 美代	島田甲子三
吉野 和之	嶋崎 英治	高井 章博	石井 良司

特別委員会

三鷹駅前再開発事業 対策特別委員会	調布基地跡地利用 対策特別委員会	東京外郭環状道路調査 対策特別委員会	三鷹市立アミューション 美術館特別委員会
定数9人 (11.5.21設置)	定数9人 (11.5.21設置)	定数9人 (11.5.21設置)	定数9人 (11.6.25設置)
○古田 武 ○谷口 敏也 緒方 一郎 古瀬 英子 後藤 貴光 加藤 久平 野中かず江 中山 和政 杉本 英騎	○榎澤 茂幸 ○高谷真一朗 ○久保田輝男 田中 順子 穴戸 治重 島田甲子三 吉野 和之 大竹 和男 岩田 康男	○金井 富雄 ○丹羽 秀男 ○永原 美代 徳永 和男 嶋崎 英治 高井 章博 石井 良司 大城 美幸 (欠員1人)	○中山 和政 ○緒方 一郎 古瀬 英子 徳永 和男 高谷真一朗 石井 良司 榎澤 茂幸 岩田 康男

【新福祉総合計画で施策を充実】
1 精神保健福祉の充実について
は、第3次三鷹市基本計画で示しましたが、今後検討する「新福祉総合計画（仮称）」においても施策の充実を努めます。
2 作業所への補助については、三鷹市の予算編成方針に基づき引き続き努めます。
3 自主運営グループホームへの三鷹市の新たな補助の実施は、財政状況が大変厳しい現状では困難です。

【常任委員会】
三鷹市議会には、総務、文教、厚生、建設の4つの常任委員会があり、委員の定数はそれぞれ7人となっています。また、議員はそれぞれ1つの常任委員会に所属しなければなりません。委員の任期は2年となっています。各委員会の主な所管事項は次のとおりです。

●総務委員会
●市政の総合的な計画、行政評価、財政、広報、情報政策に関する事項
●市の組織や職員、防災に関する事項
●税金、戸籍、住民記録に関する事項
●収入役（会計課）、行政委員会（教育委員会を除く）に関する事項
●他の委員会の所管に属さないこと

●文教委員会
●学校教育に関する事項
●生涯学習、芸術文化、児童青少年健全育成、スポーツ振興に関する事項
●私立の学校、幼稚園に関する事項
●文化振興に関する事項

●厚生委員会
●国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項
●コミュニケーション、環境保全、ごみに関する事項

【特別委員会】
臨時的に発生する特定事件の調査・審査のために設けられるもので、必要に応じて、本会議の議決により成立します。また、委員の定数は議決によって定められます。任期は特に定められておらず、その委員会を設けた目的が達成されるまでとなります。現在設置されている特別委員会は次のとおりです。

●三鷹駅前再開発事業対策特別委員会
●調布基地跡地利用対策特別委員会
●東京外郭環状道路調査対策特別委員会
●三鷹市立アミューション美術館特別委員会

●三鷹市立アミューション美術館特別委員会
三鷹市立アミューション美術館にかかると問題について検討することを目的として設置されています。

●調布基地跡地利用対策特別委員会
調布基地跡地の利用促進について積極的な対策を講ずることを目的として設置されています。

●東京外郭環状道路調査対策特別委員会
東京外郭環状道路建設問題について調査検討し、対策を講ずることを目的として設置されています。

【委員会の役割】
市議会が取り扱う事項は数多く、内容も幅広い分野にわたっています。そこで、いくつかに部門に分けて専門的、能率的に審議するため、本会議のほかには委員会が設けられています。委員会は議会内部の機関として、委員会自体は、議決権を持って予備審判などを行うものではなく、議決権は本会議にあり、本会議で最終的な議決を行います。

●総務委員会
●市政の総合的な計画、行政評価、財政、広報、情報政策に関する事項
●市の組織や職員、防災に関する事項
●税金、戸籍、住民記録に関する事項
●収入役（会計課）、行政委員会（教育委員会を除く）に関する事項
●他の委員会の所管に属さないこと

●文教委員会
●学校教育に関する事項
●生涯学習、芸術文化、児童青少年健全育成、スポーツ振興に関する事項
●私立の学校、幼稚園に関する事項
●文化振興に関する事項

●厚生委員会
●国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項
●コミュニケーション、環境保全、ごみに関する事項

●建設委員会
●用地取得及び土地対策に関する事項
●産業振興、消費者保護に関する事項
●都市計画に関する事項
●建築、再開発、住宅対策、道路、緑化及び公園、都市交通に関する事項
●上下水道に関する事項

●議会運営委員会
議会がスムーズに運営されるよう、議長の問により会期の設定、議案、請願等の取り扱いなど協議を行うものです。委員の定数は8人で、任期は1年となっています。

●調布基地跡地利用対策特別委員会
調布基地跡地の利用促進について積極的な対策を講ずることを目的として設置されています。

●東京外郭環状道路調査対策特別委員会
東京外郭環状道路建設問題について調査検討し、対策を講ずることを目的として設置されています。

●三鷹市立アミューション美術館特別委員会
三鷹市立アミューション美術館にかかると問題について検討することを目的として設置されています。